

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年10月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400290 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400052 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 18 万円から 19 万円、令和元年 9 月から令和 2 年 8 月までの標準報酬月額については 19 万円から 20 万円、同年 9 月から令和 3 年 8 月までの標準報酬月額については 20 万円から 22 万円とする。

平成 29 年 4 月から同年 8 月まで及び令和元年 9 月から令和 3 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 4 月から同年 8 月まで及び令和元年 9 月から令和 3 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日まで
② 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日まで
③ 平成 30 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 2 月 1 日まで

請求期間について、ねんきん定期便と給料支払明細書の厚生年金保険料が違っていたので調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日までの期間について、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された一部期間の給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準

報酬月額及び請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前記期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 29 年 4 月から同年 8 月までは 19 万円、令和元年 9 月から令和 2 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から令和 3 年 8 月までは 22 万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 6 年 3 月 29 日（受付）に年金事務所に提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、前記期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 2 月 1 日までの期間については、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された一部期間の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回るもの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できることから、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400302 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400051 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与振込額より低い額となっているので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「当座性取引履歴照合表」により、請求期間の一部期間について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の金額が振込されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行うには、報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額が確認又は推認できることが必要であるところ、A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料について、保存期間を経過したことから処分しており、請求期間当時の請求者の具体的な給与額や保険料控除額について不明の旨回答しているほか、請求者も他に関連資料等を所持していない。

これらのことから、上述の「当座性取引履歴照合表」に記載されている取引金額からは、請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時居住していたとするB市、C市及びD市からは、保存年限経過により請求期間に係る課税資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。